

## 社債権者集会参考書類

株式会社永谷園ホールディングス（以下「当社」といいます。）は、当社が 2021 年 7 月 21 日に発行した総額 100 億円（残高 100 億円）の第 5 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP364820AM75）（以下「本社債」といいます。）について、本社債の要項（以下「本要項」といいます。）に定める償還金額並びに償還及び利息支払いの期限の条件変更を行うため、社債権者集会（以下「本集会」といいます。）の開催を招集いたしました。本書では、議案及び提案の理由並びに皆様の議決権の行使についてご留意いただきたい事項及びお取りいただく手続きにつき記載しております。

### 1. 議案：本社債の社債要項の一部を変更する件

本要項を、以下のとおり変更する（下線は変更部分）。

変更前	変更後
6. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円	6. 償還金額 額面 100 円につき金 <u>100.34815</u> 円
8. 償還の方法及び期限 (1)本社債の元金は、 <u>2026</u> 年 <u>7</u> 月 <u>21</u> 日にその総額を償還する。	8. 償還の方法及び期限 (1)本社債の元金は、 <u>2025</u> 年 <u>1</u> 月 <u>16</u> 日にその総額を償還する。
9. 利息支払いの方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2022</u> 年 1 月 21 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 1 月 21 日及び 7 月 21 日の 2 回におのおのその日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。  (以下省略)	9. 利息支払いの方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2022</u> 年 1 月 21 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 1 月 21 日及び 7 月 21 日の 2 回におのおのその日までの前半か年分を支払うものとし、 <u>2024</u> 年 7 月 22 日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。  (以下省略)

### 2. 提案の理由

2024 年 9 月 10 日付で当社が公表した「株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る承認決議のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を含む議案について、2024 年 9 月 10 日開催の臨時株主総会に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決され、その結果、2024 年 9 月 27 日をもって当社の普通株式は上場廃止となりまして、本株式併合の効力発生日である 2024 年 10 月 1 日付で、当社の株主はエムキャップ十二号株式会社及び三菱商事株式会社の二社のみとなりました（以下「本非公開化」といいます。）。

当社が、本非公開化に伴い、本社債について現在の償還期限に先立って償還を実施すべく、社債権者の皆様に対し、本条件変更をお願いするものであります。

なお、各社債における変更後の償還金額は、本社債の変更前の償還金額に、変更前の各社債の償還期日までの利息相当額を加算して算出してしております。

### 3. 本集会の開催及び運営

(1) 議決権行使に先立つ 86 条証明書の提示手続について

本集会の議決権行使にあたりましては、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第 86 条第 1 項乃至第 3 項に従い、本集会の 1 週間前（2024 年 11 月 26 日（火））までに、振替法第 86 条第 3 項の規定による証明書（以下「86 条証明書」といいます。）を、当社にご提示いただく必要があります。

手続の詳細については、下記「4. 『86 条証明書』の提示手続のご案内」をご参照ください。

(2) 本集会の決議について

本集会に出席した議決権者（議決権を行使することができる社債権者をいいます。以下同じ。）及び書面によって議決権を行使した議決権者の議決権の総数の 2 分の 1 を超える議決権を有する者の同意を得ることにより、議案は可決されます（会社法第 724 条第 1 項）。なお、会社法第 724 条第 2 項の規定に準じて、定足数は定めません。

4. 「86 条証明書」の提示手続のご案内

本集会における議決権行使にあたりましては、振替法第 86 条第 1 項乃至第 3 項に従い、本集会の 1 週間前（2024 年 11 月 26 日（火））までに、86 条証明書を、当社にご提示いただく必要がありますので同日までに、別紙の様式による預り証発行依頼書とともに下記窓口に直接ご持参いただくか、又は郵便でご送付ください（郵送の場合には、同日必着でお願いいたします。）。ご提出いただいた 86 条証明書は当社において本集会終了までの間お預かりし、「預り証」を発行いたします。本集会にご出席の際は、「預り証」をご提示ください。「預り証」のご提示をもって、86 条証明書の提示があったものとみなします。

\*：86 条証明書が発行されてから発行した口座管理機関に返還されるまでの間は、当該本社債について譲渡、買入その他の処分はできません。

(1) ご本人様又は代理人様が提示される場合にご持参いただく書類

- ① 86 条証明書
- ② 預り証発行依頼書
- ③ 委任状等

ご提示をされる方（個人）又は代理人様の代表権若しくは代理権を証明する委任状等  
但し、ご提示をされる方（個人）がご本人様の下記④(A)の本人確認書類に記載された代表者である場合は不要です。

④ 本人確認書類

ご本人様の場合：(A)当該法人の(x)登記事項証明書（6 ヶ月以内に作成されたもの）、  
(y)印鑑登録証明書（6 ヶ月以内に作成されたもの）、又は、(z)官公庁から発行された書類等で、名称、本店等の記載のあるもの（6 ヶ月以内に作成されたもので、有効期限のあるものは、提出日現在において有効なもの）及び(B)ご提示をされる方（個人）の本人確認書類（運転免許証又は健康保険証等の公的機関発行の個人住所の記載のある本人確認可能な書類）

代理人による場合：(A)ご本人様の本人確認書類（上記「ご本人様の場合」(A)及び(B)をご参照ください。）及び(B)当該代理人様の本人確認書類（上記(B)をご参照ください。）

(2) ご提示窓口

東京都港区西新橋 2-36-1

株式会社永谷園ホールディングス 管理本部経理財務部

電話：03-3432-2515

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土曜・日曜・祝日を除く）

(郵送の場合)

東京都港区西新橋 2-36-1

株式会社永谷園ホールディングス 管理本部経理財務部

\* 以下の書類をご同封ください。

- ・ 上記(1)①の 86 条証明書
- ・ 上記(1)②の預り証発行依頼書
- ・ 上記(1)③の委任状等の原本
- ・ 上記(1)④の本人確認書類の写し
- ・ 預り証の返送のための返信用封筒 (返送用切手を貼付したもの)

(3) ご提示期限

2024 年 11 月 26 日 午後 3 時 必着

(4) 86 条証明書について

本集会のためにご提示いただく 86 条証明書の詳細については、本社債の保管口座を開設した振替機関又は口座管理機関にお問い合わせください。当社においては、86 条証明書の取得手続についてお答えすることはできません。

5. 議決権行使手続のご案内

**(A) 事前に書面にて議決権を行使される場合**

本集会の当日のご出席に代えて、書面による議決権行使を行うことができます。

(1) ご提出書類

① 議決権行使書面

議決権行使書面に本議案についての賛否を表示し、ご捺印又はご署名願います。

② 預り証

確認後、預り証発行依頼書に記載された住所へ返送いたします。

(2) ご提出窓口 (郵送宛先)

東京都港区西新橋 2-36-1

株式会社永谷園ホールディングス 管理本部経理財務部

(3) ご提出期限

2024 年 12 月 2 日 午後 3 時 必着

(4) 86 条証明書の返却手続

本集会の日の翌日以降に、当社郵送にて預り証発行依頼書に記載された住所へお送りいたします。

\* : 86 条証明書が発行されてから発行した口座管理機関に返還されるまでの間は、当該本社債について譲渡、買入その他の処分はできません。

(5) ご留意事項

① 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、その議決権の行使は、賛同したものとして取り扱うことといたします。

② 議案についての賛否の記載欄に記載がない議決権行使書面が招集者に提出された場合、各議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。

**(B) 社債権者集会に出席して議決権を行使される場合**

社債権者集会当日に、以下の書類をご持参願います。

- (1) ご本人様又は代理人様が出席される場合にご持参いただく書類
- ① 預り証  
提示手続完了後、当社代理人よりお返しいたします。
  - ② 委任状  
参考書式を別紙にてお示ししております。
  - ③ 本人確認書類  
ご出席される方の本人確認書類（上記4.(1)③をご参照ください。）
  - ④ 議決権行使書面

(2) 86条証明書の返却手続

本集会の終了時に、受付にて預り証と引換えにご返却させていただきます。但し、上記方法にてご返却できない場合は、本集会の日の翌日以降に、当社より郵送にて預り証発行依頼書に記載された住所へお送りいたします。

\*：86条証明書が発行されてから発行した口座管理機関に返還されるまでの間は、当該本社債について譲渡、買入その他の処分はできません。

<ご参考>  
本集会に関する事務手続日程

手 続	日 程	備 考
86 条証明書の発行手続	下記の提示期限までに提示いただけるよう 86 条証明書の発行に係るお手続をお願いいたします。	上記「4. 『86 条証明書の提示手続のご案内(4)』」をご参照のうえ、本社債の保管口座を開設した振替機関又は口座管理機関にお問い合わせください。
86 条証明書の提示	2024 年 11 月 26 日 午後 3 時まで	上記「4. 『86 条証明書』の提示手続のご案内」をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。
書面による議決権行使（当社への議決権行使書面の送付）	2024 年 12 月 2 日 午後 3 時まで	上記「5. 議決権行使手続のご案内(A)」をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。なお、議決権を行使するには、上記の 86 条証明書のご提示が必要となりますので、ご注意ください。
本集会への出席及び議決権行使	2024 年 12 月 3 日	上記「5. 議決権行使手続のご案内(B)」をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。なお、議決権を行使するには、上記の 86 条証明書のご提示が必要となりますので、ご注意ください。

本集会に関するお問い合わせ先：

東京都港区西新橋 2-36-1  
株式会社永谷園ホールディングス 管理本部経理財務部  
電話：03-3432-2515  
受付時間：午前 9 時～午後 5 時  
(土曜・日曜・祝日を除く)

預り証発行依頼書

2024年 月 日

(発行会社) 株式会社永谷園ホールディングス 御中

社債権者  
住所  
名称又は氏名



株式会社永谷園ホールディングスが2021年7月21日に発行した総額100億円(残高100億円)の第5回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISINコード:JP364820AM75)(以下「本社債」といいます。)につき、社債、株式等の振替に関する法律第86条第3項の規定による証明書\_\_通(内容:額面総額合計\_\_億円)を受領の上、本社債の社債権者集会(以下「本集会」といいます。)における議決権行使の前提書類としてお預りいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本集会の決議がなされた場合又は本集会の開催が取止めとなった場合には、速やかに私にご返却くださいますようお願いいたします。

以上

委任状

株式会社永谷園ホールディングス 御中

私は、\_\_\_\_\_を代理人と定め、私の所有する株式会社永谷園ホールディングスの第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP364820AM75）につき、下記の権限を委任します。

- 2024年12月3日開催の株式会社永谷園ホールディングスの第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP364820AM75）の社債権者集会（その継続会又は延会を含む。）に出席し、議決権を行使すること。
- 復代理人の選任。

以上

2024年 月 日

議決権の額 \_\_\_\_\_ 円

\_\_\_\_\_  
名称：  
役職：  
住所：  
預り証の番号：